２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

資料Ⅱ－①

① 立入調査

■ **協会における実施状況〈方針：約4,200施設〉**

実地による監査を6月から開始し、監査対象4,067全施設への監査を完了した。

■ **再委託先における実施状況**

東日本エリア188施設・東海エリア112施設〈方針：300施設〉

実地による監査を７月から開始し、当初予定していた全施設への監査を完了した。

実績結果	実施数（計画数）
協会	4,067（約4,200）
再委託先	300（300）
合計	4,367＊（約4,500）

＊令和6年度9月末の時点で当該年度の運営費の助成決定がされている施設（4,397施設を算出し、休園等施設（30施設）を省いたものが、(4,367施設）とした。）

◆ 令和6年度の協会の実施分については、令和5年度同様内製化率93.1%であるが、関係部署との連携強化とともに指導監査部内の多様な人材活用により、関西支所の近畿エリア立入調査地域を拡張し、関西支所987施設（拠点構成比率24.2%)の監査を完了した。

◆ 自治体との合同調査６施設を実施し、監査連携・効率化に取り組んだ。

＊香川県高松市役所と1施設（7月）、宮城県仙台市役所と1施設（10月）、沖縄中部広域市町村圏組合事務組合と２施設（11月)、沖縄県庁と2施設（12 月）の同行立入調査実施。

◆ 研修専任者/監査OJT同行者の設置、調査手順書及びマニュアル等の整備により監査員の育成強化を行うとともに、グループリーダーの育成を図り、監査品質向上と立入調査の均質化、マネジメント強化に努めた。

◆ 再委託先については、施設数の多い関東圏等に集中実施させることにより、効率化とリスクマネジメントの管理体制強化を行い、立入調査の質を担保した。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

(参考）主な文書指摘事項（職員配置や保育内容に関する文書指摘事項）

※令和７年２月末日現在

（件数）

・開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること。	755
・安全計画に基づく安全確保のための取組を行うこと。	290
・乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること。	209
・マニュアル等に基づく虐待防止対策を適切に行うこと。	194
・乳幼児の健康診断を適切に実施すること。	144
・食事の提供は自園調理等により適切に行うこと。	91
・職員の健康診断を適切に実施すること（採用時又は定期）。	90
・事業計画に沿って病児保育事業の実施に努めること。	81
・開所時間のすべてにおいて、必要な保育従事者数の半数以上の保育士を確保すること。	67
・ヒヤリハット報告書等を作成し改善策等を職員間で共有すること。	65

＊改善報告書の提出状況

２,８７５施設が改善を要する施設であり、２,８０２施設から提出済み　改善報告書提出率　９７.５％
（２月末日現在）

・立入調査４,３６７施設（１,４９２施設が改善不要施設）

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

■ **専門的労務監査　実施件数：500施設**

(再委託)

◆ **再委託先における実施状況**

実地による監査を8月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

【専門的労務監査の考え方】

過去の立入調査で複数回、労務関係の指摘を受けた施設や、処遇改善等加算等の労務に係る加算を取得している施設の中から500施設を選定し、実施している。

【労務監査を実施した都道府県】

・北海道20施設・宮城県20施設・福島県20施設・茨城県20施設・東京都40施設
・埼玉県30施設・神奈川県30施設・千葉県30施設・静岡県25施設・長野県5施設
・愛知県30施設・岐阜県20施設・徳島県10施設・大阪府40施設・京都府20施設
・滋賀県10施設・兵庫県30施設・福岡県30施設・長崎県10施設・熊本県20施設
・鹿児島県20施設・沖縄県20施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

(参考）専門的労務監査　主な指摘事項

※令和７年２月末日現在

（件数）

・割増賃金について不適切な運用がされている。	139
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない。または一致していない。	138
・職務手当等の手当の一部を処遇改善等加算とする場合の内訳が不明確である。	73
・給与規程の支給項目と実際の支給項目（手当）が一致していない。または手当名称と実態が一致していない。	55
・法定労働時間を超過している労働者または休日に労働している労働者がいるが適切な割増賃金が支払われていない。	53
・処遇改善等加算を一時金で支払った際の賞与支払い届の提出および社会保険料控除がなされていない。	36
・処遇改善等加算、処遇改善加算の支給について労働者が認知していない。	35
・年5日以上の取得ができていない。	34
・厚生年金・健康保険の被保険者について、標準報酬月額の算定、月額変更の届出が適正に行なわれていない。	30
・処遇改善等加算Ⅱの支給対象者としての辞令がでていない。	28

＊改善報告書の提出状況（２月末日現在）

３７６施設が改善を要する施設であり、３７５施設から提出済み　改善報告書提出率　　９９.７％

・専門的労務監査施設５００施設（１２４施設が改善不要施設）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

■ **専門的財務監査　実施件数：４00施設（再監査含む）**

(再委託：再委託先A 200施設、再委託先B １００施設、再委託先C １００施設)

＊専門的財務監査、再監査の実施については、監査法人及び協会の有資格者、有識者（会計・経理経験者）等の運用も考慮し、約４００施設（再監査施設を含む）を選定。
再監査については、令和3年度～令和5年度までの3ヵ年の監査において必要な書類が整っていない場合や監査当日に監査に対応できる担当者や責任者が不在のため調査の不備が生じたまたは監査の実施に至らなかった場合なども含め、再監査の必要性のある施設及び設置事業者の指摘事項の多かった施設を選定。
令和６年度再監査対象施設施設は16施設となった。

再委託先における実施状況

実地による監査を7月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

【専門的財務監査の考え方】

- 監査実施年度前年における立入調査や完了報告の審査において、助成金の適正な管理・使用の観点で指摘（把握）があった施設を最優先に対象とした。
- 施設選定にあたっては、運営費の助成額が3,000万円以上の施設（※）のうち、過去の立入調査で財務関係の指摘を受けた施設から選定。

(※) 助成額の条件に限らず、審査上の問題施設や、こども家庭庁から個別に指示のあった施設について、追加で選定される可能性がある。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

(参考）専門的財務監査　主な指摘事項

※令和７年2月末日現在

（件数）

・運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。	297
・現金の管理（現金実査等）が適正でない。	175
・固定資産の現物実査が行こなわれていない。	172
・経費支出の計上額が不明確または誤っている。	143
・保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。	139
・発注業務に関する規程または規定が定められていない。	127
・保育事業の予算に対する実績管理の未実施または予算・実績管理帳表作成の不備がある。	95
・契約締結に関わる競争見積の取得等、経済的合理性の確認手続きが未実施または手続の証跡が確認できない。	93
・積立資産の管理が適正でない。	78
・契約業務に関する規程または規定の内容に不備がある。	75

＊改善報告書の提出状況（３月19日現在）

３９３施設が改善を要する施設であり、３６８施設から提出済み　改善報告書提出率　　９３．６％

・専門的財務監査施設４００施設（７施設が改善不要施設）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

■**中長期的検討課題への対応**

◆保育業務運営委託費の妥当性、適正性、整合性に係る検討

・設置事業者において作成・保管されている会計帳簿及び証憑書類等からは、運営委託費が運営委託事業者においてどのように使用されているか把握できないことが多いものの、運営委託事業者は助成金の助成目的である保育施設の運営に関する経費支出を行っていることから、保育業務運営委託費の妥当性、適正性、整合性を担保するため、どのような対応が可能であるか、検討の必要がある。

検証のポイント

・契約事務の処理状況（契約内容の適正性及び合理的必要性、契約締結までのプロセス）の検証

・委託業務や経費支出内容の整合性、合理的必要性・妥当性の検証

・運営費の使用用途の適正性の検証

◆検証・研究課題と今後について

・業務委託の合理性、必要性、整合性の判断、委託取引の確認は今後も注視するとともに、業務委託の合理性・必要性、委託先選定の妥当性の判断に関して、事業者の理解に資するような考え方の議論を継続していく必要がある。

・企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績の手引き等での、運営費委託に係る手順例等の掲載やFAQでの運用を充実する。

・設置事業者に対して委託先における助成金の使用内訳等の提出を求める等の対応が継続的に必要であると考えている。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

③ 特別立入調査・午睡時調査

■ 特別立入調査

不適切保育や不正受給・申請の過誤、その他（一斉退職等）について、情報提供（通報や苦情）があった場合や、定期的な立入調査結果を踏まえ必要と認められる場合などに、必要に応じて、随時実施する。

さらに、審査部・子ども相談支援部とも連携するとともに、指導監査課と協議の上、状況に応じて午睡時調査・立入調査の実施を進める。
また、自治体とは、適宜、情報共有の上、必要に応じて合同調査等を実施した。

◆ **実施状況**　（令和7年2月末日時点）

特別立入調査の実施施設56施設　（設置事業者数48事業者）
うち、不適切保育34施設 (うち、自治体との合同調査21施設)、不正受給・申請の過誤32施設**点)**

※特別立入調査に基づく文書指導の結果（不適切保育関連）

・協会から設置法人に対し、具体的な再発防止策として、①設置法人による当該職員への処遇及び改善指導、②虐待防止マニュアルに沿った社内研修の実施、③当該職員の配置転換等を求めた。

不適切保育関連（※行為類型の統計）							３４施設
叩く、小突く	引っ張る、掴む	閉じこめ、拘束	午睡対応不備	食事介助	不適切発言	配置基準違反	保護者トラブル
3件	6件	1件	4件	1件	3件	3件	2件

不正受給・申請の過誤							３２施設
保育従事者の常勤換算	在籍児童の出席日数等	週開所日数	開所時間	病児・病後児・体調不良児	保育補助者雇上強化加算	連携推進加算	一時預かり	定員超過
10件	11件	3件	1件	3件	7件	17件	1件	1件

③ 特別立入調査・午睡時調査

■ 午睡時調査　実施施設：６００施設

◆ 調査対象

午睡時の調査対象施設選定基準に基づき、 0,1歳児の利用児童数が３人以上の全施設
又は、保育士比率が100%未満の全施設を対象とした上で、以下の施設を優先的に対象とした。

- 令和５年度において事故報告や情報提供、通報があった施設
- 令和５年度の立入調査において、多くの指摘を受けた施設

◆ 実施状況

調査対象の施設に対して実地による調査を５月から開始した。

令和６年度において事故報告や情報提供、通報等があったことにより再調査として実施したものを含め、６００施設、６０１件を実施した（同一施設への調査実施１件）。

- 選定基準に基づいた調査対象に対する実地調査施設数：５３５施設
- 事故報告や情報提供、通報等の過年度を含めた課題施設への調査対象に対する実地調査施設数：６５施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

(参考）午睡時調査の主な指摘事項

※令和７年２月末日現在

（件数）

・午睡室の設備等の危険防止・安全対策がとられていない。	289
・午睡時の利用児童同士の間隔が十分に確保されていない。	100
・うつぶせ寝に近い児童が見られた。	92
・掛物（布団、タオルケット等）シーツの配慮が適切に行われていない。	83
・午睡室の明るさが十分確保されていない。	66
・午睡時に必要な保育従事者数が確保されていない。	41
・午睡時において保育室の室内温度、湿度が管理されていない。	34
・うつぶせ寝の児童が見られた。	30
・午睡時の注意喚起のミニポスターが午睡室に貼られていない。	19
・外部からの侵入防止に対する安全対策がとられていない。	17

※令和６年度午睡調査において、文書指摘は９３件であった。

※指摘に対する対応
・立入調査同様、速やかな改善を求めるため、結果通知書を発出し、改善報告書の提出を指示。
（主な改善報告の事例）
◆午睡時に必要な保育従事者が確保されていない
⇨配置基準に基づき、適切な配置になるよう休憩の工夫と人員増（新規採用）を行った。
◆うつぶせ寝の児童が見られた
⇨「教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について」を施設内で共有した。
⇨うつぶせ寝の癖のある児童に関しては、常に観察し、あおむけ寝にすることを徹底した。
◆外部からの侵入防止に対する安全策がとられていない
⇨外部からの侵入防止に対する安全対策について、職員・運営会社・園から業者へ注意喚起を徹底した。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　②研修

資料Ⅱ－②

①企業主導型保育施設事業者・従事者研修

■ 施設長等研修の集合研修

◆ 令和６年８月～１０月に、集合研修を全国7都市において9回実施した（東京・大阪は2回開催）。

◆ 全ての会場（全９回）において、こども家庭庁担当者（行政説明を実施）、巡回指導員が出席。また、開催地の自治体の担当者（仙台会場を除く）も出席し、自治体との連携強化にもつながった。

◆ 企業主導型保育施設の現状・最新の施策や基調講演を行うとともに、施設間の情報交換や意見交換を、協会職員も参加して行った。

■ 各研修の概要

◆ 保育安全研修、施設長等研修（集合研修）保育士等キャリアアップ研修の内製化を行った。

■ アンケートによる研修の満足度調査

【施設長等研修（集合研修）】

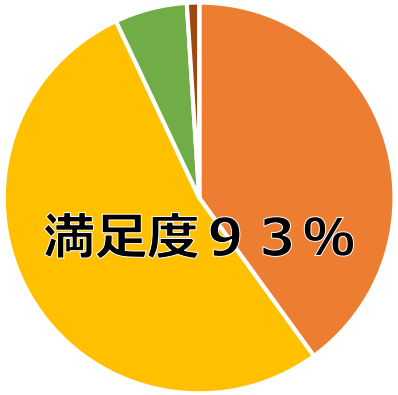

【中堅指導者養成研修】

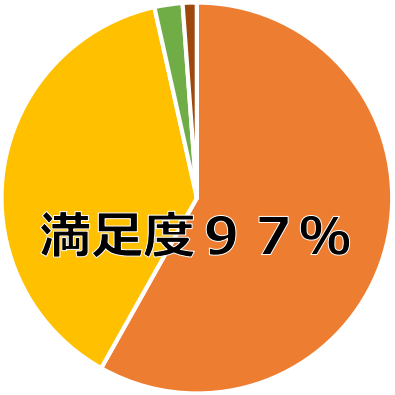

	保育安全研修	施設長等研修	中堅指導者養成研修	保育士等キャリアアップ研修
受講対象者	企業主導型保育施設の保育士等で当該研修内容を周知徹底できる者	企業主導型保育施設の施設長、園長等の運営責任者	企業主導型保育施設に従事する主任保育士等	企業主導型保育施設に従事する様々な職種の職員
受講者数	4,232	4,251	173	9,815
修了者数	3,869	4,009	172	8,996
実施形式	オンデマンド ライブ講義	オンデマンド ライブ講義 集合研修	集合形式	オンデマンド

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

① 電話・メールによるお問い合わせ

- 令和6年2月までに53,549件(電話対応46,296件、メール対応7,253件)の問い合わせに対応した。なお、この件数は相談支援課のみの対応件数となる。本年度より、新たなCTIソフトウェア（電話とパソコンを連携させるシステム）を導入しているため、昨年度との比較は割愛する。
- 最も多いお問い合わせは「運営費の助成」に関するお問い合わせ、次いで「保育運営」に関する相談である。年度当初から「公金管理システム（PMMS）」の導入に関するお問い合わせが急増した。そのため、細やかな情報発信や、「よくあるお問い合わせ（FAQ）」の整備など事業者に寄り添った対応を行った。

② 相談窓口に関するアンケートの実施

- 助成決定事業者、および運営委託事業者を対象に、相談支援窓口の品質向上を目的としたアンケートを実施した。応対品質は、約８2%、回答内容は、約７6%が「大変満足～普通」との回答となり、品質、回答内容共に昨年度よりも、評価が向上した。
- 昨年度から引き続き、ポータルサイトの「よくあるお問い合わせ（FAQ）」情報の追加やご案内の明確化により、お問い合わせ件数の根本的な削減に努めている。

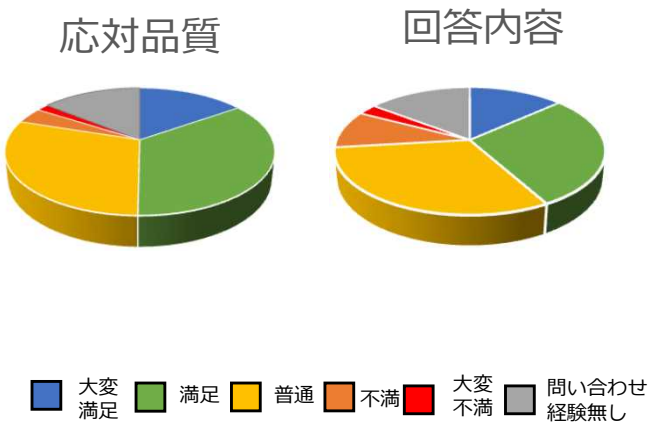

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

③ 巡回指導

■ 保育の質の向上及び児童の安全等の確保を図る観点から、保育内容等に関する助言・指導を実施するための巡回指導を計21名の巡回指導員で実施した。実施前には相談内容事前確認シートを用いて施設側のニーズを把握することで巡回指導をより効果的なものとした。年度目標である約700施設への訪問実施を年度内で達成する見込み。（表１参照）

（表１）

年度	予定数	実施施設数
令和６年度	約700件	720件
令和５年度	約700件	726件

④ 巡回指導会議

■ 毎月１回、巡回指導員が参加する巡回指導会議を開催し、テーマに沿った協議を経て巡回指導の標準化を図った。（表２参照）
テーマについて意見交換を行う中で、他の巡回指導員の助言内容を知ることで具体的な助言につながるといった成果が見られた。

（表２）

会議テーマの一例
「食育、アレルギー対応、誤嚥誤飲について」
「夏に向けて、熱中症、感染症、事故防止について」
「こどもの主体性を尊重する人的環境とは」
「保育所等における虐待等の防止と支援について」
「配慮が必要なこどもとその保護者との関わり方」

⑤ 巡回指導に関するアンケート

■ 巡回指導を保育施設がどのように受け止めたかを把握するため、アンケートによる満足度等調査を行った。巡回指導が今後の参考になったと回答した施設は83%であった。（表３参照）＜令和７年１月末時点の回答数は403件＞

（表３）

「今回の巡回指導で、貴園における今後の実践の参考になりましたか」

⇒５段階評価のうち4以上で83%

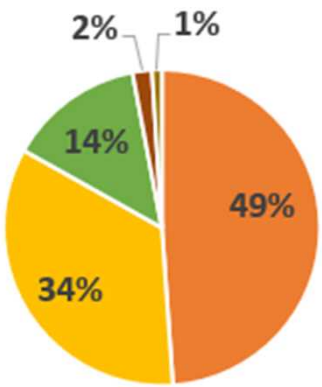

⑥ 地域交流会

■ 巡回指導をサポートする取組として当該地域に巡回指導員を派遣し、巡回指導員による講義や参加者同士のワークショップ・交流を通して、各施設共通の悩みや課題を地域の中で解決できる場の構築を目的に仙台市と岡山市の２都市で地域交流会を実施した。

■ アンケートから見た参加者の満足度は、５段階評価のうち４以上は95%であった。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

⑦ 審査渉外部

- **経営状況監査(調査)の実施**
  - 総事業者約3,300社から決算書を徴求、その内容を精査し財務健全性に懸念の兆候のある事業者に対しヒアリングを実施

- **施設承継支援への注力**
  - 経営不振事業者に対して事業譲渡などの施設承継支援を実施

    →令和6年度実績　【事業譲渡】<成立>12社 19施設　<進行中>5社 7施設

- **データの収集・分析**
  - 業態悪化の予兆のデータ収集及び分析を行い、ヒアリング対象先の抽出指標を追加

    →手許資金の急激な低下が業態悪化の予兆として現れており、新指標として「当座比率前期比▲40%以上低下」を追加

- **令和6年度の活動からの課題と来年度以降の改善策**
  - 課題は、財務分析データの拡大による網羅性の向上

    来年度以降の改善策は、更なる評価指標の検討と追加及び決算書徴求タイミングの再考